

## 「あいちトリエンナーレ 2016」に係る宿泊・送迎・航空券手配業務仕様書

### (総則)

第1 この仕様書は、「あいちトリエンナーレ 2016」に係る宿泊・送迎・航空券手配業務を実施する上で必要な事項を定める。

### (委託の目的)

第2 「あいちトリエンナーレ 2016」に参加するアーティスト及び関係者の宿泊・送迎・航空券手配業務を行う。

### (委託内容)

第3 委託内容は、次に掲げる事項とする。

#### 1 宿泊手配業務

契約期間中、名古屋市、豊橋市、岡崎市において、別表1「宿泊予定表」に定める日程のとおり、全ての宿泊者が快適に滞在できる適切な宿泊先を確保する。

##### (1) 宿泊先の条件

- ア 名古屋市内の宿泊先は、愛知芸術文化センターから徒歩 10 分圏内に立地していること。
- イ 豊橋市内の宿泊先は、開発ビルから徒歩 10 分圏内に立地していること。
- ウ 岡崎市内の宿泊先は、岡崎シビコから徒歩 10 分圏内に立地していること。
- エ フロントは 24 時間対応とし、英語による対応が可能であること。
- オ 無料 Wi-Fi が使用可能であること。
- カ シングル、ツインそれぞれの室料は期間中同一料金又は月毎の同一料金とする。
- キ 室料には朝食料金、サービス料及び税を含むこと。
- ク \_\_日前までの宿泊のキャンセルについて、追加料金は発生しないものとする。
- ケ 午前\_\_時以降のアーリーチェックイン及び\_\_時以前のレイトチェックアウトには追加料金は発生しないものとする。

##### (2) 手配の条件

- ア アーティストや関係者の室料以外で発生する費用、及びアーティストや関係者の同行者の室料並びに室料以外で発生する費用については、宿泊者本人又は第三者による精算に対応すること。
- イ 1つの宿泊先で全ての宿泊者が滞在できない場合には、同じ条件で、快適に滞在できる適切な宿泊先を複数確保すること。

#### 2 送迎手配業務

契約期間中、アーティスト及び関係者を別表2「送迎予定表」に定めるとおり、中部国際空港と宿泊先間等において送迎するため、交通及び道路の状況に十分配慮した安全

かつ確実な送迎計画を提案し、送迎手段を確保する。

(1) 送迎区間

- ア 中部国際空港と名古屋市内のホテル及び甲が指定する名古屋市内の宿泊施設
- イ 中部国際空港と愛知芸術文化センター
- ウ 中部国際空港と豊橋市内のホテル及び甲が指定する豊橋市内の宿泊施設
- エ 中部国際空港と岡崎市内のホテル及び甲が指定する岡崎市内の宿泊施設
- オ 名古屋市内のホテル、甲が指定する名古屋市内の宿泊施設及び愛知芸術文化センターと豊橋市内のホテル及び甲が指定する豊橋市内の宿泊施設
- カ 名古屋市内のホテル、甲が指定する名古屋市内の宿泊施設及び愛知芸術文化センターと岡崎市内のホテル及び甲が指定する岡崎市内の宿泊施設

(2) 送迎方法

アーティスト及び関係者の人数及び荷物の量を勘案し、最も適切な車両を利用すること。

- ア セダンタイプ
- イ ワンボックスタイプ
- ウ ジャンボタクシー
- エ マイクロバス
- オ 小型バス
- カ 中型バス
- キ 大型バス
- ク 運転者のみ（実行委員会所有の普通乗用車を利用）

(3) 送迎の条件

- ア 集合場所から送迎車両までの案内において、英語による対応が可能であること。
- イ 航空機の到着時間等に合わせた適切な送迎計画を作成し、車両を手配すること。
- ウ 「1 宿泊手配業務」に定める手配宿泊先以外のアーティスト及び関係者の宿泊先と中部国際空港、愛知芸術文化センター又は名古屋市、豊橋市若しくは岡崎市の宿泊先間でも送迎を手配すること。
- エ 利用車両に応じた料金は期間中同一料金とする。
- オ 料金には、有料道路利用料金、駐車場代金、サービス料及び税を含む。
- カ 〃日前までの送迎の変更又はキャンセルについては、追加料金は発生しないものとする。

### 3 航空券手配業務

アーティスト及び関係者を招へいするため、原則として居住地又は活動地域の最寄りの空港と名古屋間の時間及び経路を勘案し、安全に配慮した合理的で経済的な航空券を手配する。

(1) 航空券の条件

- ア 委託者から指定がない限り、航空機のクラスは最下級の旅客運賃（ディスカウントエコノミー）の額とする。
- イ 旅客運賃は航空保険特別料金、燃油特別付加運賃及び空港使用税等諸税を含む。
- ウ 委託者から指定がない限り、復路については変更可能な航空券とする。
- エ 航空機の利用日の7営業日前までに航空券を納品するものとする。
- オ 発券の手数料は期間中同一料金とする。
- カ 委託者と第三者が合同でアーティストを招へいし、航空券手配に関する費用を折半する場合は、第三者による精算に対応すること。
- キ アーティストや関係者の航空券以外で発生する費用、及びアーティストや関係者の同行者の航空券並びに航空券以外で発生する費用については、搭乗者本人又は第三者による精算に対応すること。

(2) 航空券の料金

- ア 発券手数料については期間中同一料金とする。
- イ 航空券の価格は、発券が確定したときの時価とする。
- ウ 航空券の価格は、航空会社の正規運賃を超えないものとする。

(3) 航空券手配を予定する招へい者の出発国及び帰着国は次の各号のとおりとする。

- ア ヨーロッパ（ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ノルウェー、イギリス、スペイン）
- イ 北米（アメリカ合衆国）
- ウ 南米（アルゼンチン、ブラジル、キューバ、プエルトリコ、シンガポール）
- エ アジア（中国、インド、モンゴル、フィリピン、ベトナム）
- オ オセアニア（オーストラリア）
- カ 中東（キルギス共和国、パレスチナ、トルコ、アラブ首長国連邦）
- キ アフリカ大陸（エジプト）

4 連絡・調整業務

委託者が受託者に、具体的な宿泊・輸送・航空券の手配を発注し、やむを得ず変更又は取消の連絡を行う窓口は、一つに集約する。

（雑則）

第5 アーティスト及び関係者1名について、宿泊・送迎・航空券のいずれか1つの手配から可能とする。

2 別表1「宿泊予定表」及び別表2「送迎予定表」は変更する可能性がある。